

取扱区分：「公開」

令和4年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年6月10日（金）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和4年6月10日(金) 午前10時07分 ~ 午前10時38分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 14人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 4人

第5番	白 石 純 治	第8番	歳 光 時 正
第11番	原 田 雅 之	第15番	松 田 孝 行

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長	六 郎 万 淳 一
産業振興部農林課 農政担当主査	福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	12件
議案第26号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	1件
議案第27号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	1件

第3 報告事項

報告第35号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	16件
報告第36号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	3件
報告第37号	農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第38号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第39号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第40号	非農地判断の結果について	21件
報告第41号	民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対する回答等について	1件
報告第42号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について	4件
報告第43号	現況が農地でないことの証明等について	8件

第4 議決事項（追加）

議案第28号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件
--------	--------------------	----

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中15人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番・白石 純治 委員、第8番・歳光 時正 委員、第11番・原田 雅之 委員、第15番・松田 孝行 委員の4人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

「議案第27号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、の別紙に記載する数字に関して、山口県から中四国農政局に確認をした結果の連絡が、6月1日付けでありました。

これに伴い、関連する箇所を修正いたしました。

恐れ入りますが、議案第27号の別紙1、別紙2及び資料について、お手元にお配りしていますものと差し替えをお願いします。

また、議決事項の追加となりました、議案（その2）を配付しております。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時7分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会

会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第14番・藤原 典子 委員、第16番・山崎 光夫 委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

1ページから2ページの議案第24号は、1議案5件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積866.45平方メートル、パネル枚数336枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、現在耕作しておらず、今後も耕作の予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番の弘中です。

当案件につきましては、先に譲渡人、譲受人双方について所有権移転の契約が確定していることを確認いたしました。

そのうえ、去る5月23日、現地調査を農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員と共に行いました。

その結果について、当地域につきましては比較的平坦な地域、土地でありまして、農道とか水利水系も完備している所でありまして、転用にあたっては、諸要件を満たしていることから、他への諸々の悪影響は無いものと推察されます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、現在耕作しておらず、今後も耕作の予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約 230 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

先の番号 1 番と連担性を成している農地でありまして、これについての所有権移転の契約が確定していることを、譲受人譲渡人双方から確認いたしております。

去る5月23日、現地調査を農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員と共に、現地調査いたしました。

番号 1 番と連担性を成している所でありまして、転用にあって周辺に及ぼす影響については、許可要件項目も満たしていることから悪影響はないものと思われま。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号 2 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号 2 番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,717.42平方メートル、パネル枚数666枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが4基です。

譲渡人は、周辺農地所有者が耕作しておらず、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から東約260メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

番号1番、番号2番と連担をしている農地でありまして、現地の調査を、5月23日に農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員と共に現地調査いたしました。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第12番弘中委員

これについても同じ農道や水系など同じくしておきまして、このソーラーパネルの設置については計画どおりなされるものと思えますし、許可要件を満たしておることから、他に悪影響はないものというふうに推察をされます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号3番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号3番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積412.59平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地を維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野の周南リハビリテーション病院から南西約380メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現

地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

番号4番でございますが、先に譲受人、譲渡人双方について所有権移転の契約が成っていることを確認いたしております。

去る5月23日に、現地の調査を農業委員会事務局と農地利用最適化推進委員と共に現地調査いたしました。

その結果、許可要件はすべて満たしておるところから、許可の対象であろうというふうに考えられますし、転用後に周辺農地及び営農に悪影響はないものというふうに推測をされます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,665.18平方メートル、パネル枚数765枚を設置するもので、発電出力は249.9キロワットが1基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となり、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛インターチェンジ入口から北約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道の熊毛インターチェンジ入口からおおむね300m以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中山事務局長

中山事務局長

それでは、第8番の歳光委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号5番について、5月23日に事務局職員及び推進委員と私で現地調査を行い、6月5日に譲渡人に電話で、また行政書士にも話を聞きましたので報告をいたします。

今回の申請はソーラーパネルの設置で計画面積3,173平方メートルの所有権の移転に伴う申請で、設置面積、パネル枚数、発電量等記載のとおりです。

第3種農地で、付近に熊毛インター入口やホームセンター等があり、申請地及び調査項目等問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号5番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号5番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

3ページから6ページまでの議案第25号は、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

それでは、六郎万課長よろしく申し上げます。

それでは、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

議長（山下会長）

中山事務局長

議長（山下会長）

農林課六郎万課長

よる農用地利用集積計画について」、ご説明させていただきます。

本日は4月までに受け付けされました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区3件、新南陽地区1件、熊毛地区5件、鹿野地区3件の計12件、全37筆の案件です。

そのうち、農地中間管理機構への貸付けが、10番から12番で、徳山地区2件、熊毛地区1件の13筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第25号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、議案第25号について採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第26号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

7ページの議案第26号についてご説明いたします。

議長（山下会長）

中山事務局長

議案第26号の別紙をご覧ください。

農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、6月30日までに公表しなければならないことが、農業委員会等に関する法律第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則第15条第1項に規定されています。

それでは、議案第26号別紙の主なところをご説明いたします。

1 ページは「農業委員会の状況」について、でございます。

「1 農業の概要」につきまして、耕地面積は農林水産省の作物統計調査、経営耕地面積は農林業センサスに基づいております。

また、遊休農地面積は令和3年度の利用状況調査の数値より、農地台帳面積は農地台帳に基づいて記載しております。

2 ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」の「2 令和3年度の目標及び実績」について、集積実績は513ヘクタール、達成状況は100.79パーセントでした。

3 ページの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の「2 令和3年度の目標及び実績」について、参入目標の3経営体に対して、実績は0でした。

4 ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」の「2 令和3年度の目標及び実績」について、解消目標25ヘクタールに対して解消実績は245.67ヘクタールとなっております。

6 ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、農地法第3条に基づく許可事務に係る令和3年度の処理件数は、合計30件、農地転用に関する事務に係る処置件数は68件でした。

なお、この点検・評価は、総会での承認後、市のホームページで公表するとともに、山口県を經由して農林水産省へ提出することとしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第26号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第26号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案27号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの議案第27号について、ご説明いたします。

昨年度までは、「各年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」の決定をしていただいておりますが、今年度から国の通知により、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を農業委員会で決定することとなりました。

それでは、議案第27号別紙1、別紙2及び資料をご覧ください。

この資料に基づき主な目標数値をご説明いたします。

資料1 ページに記載のとおり、第1の1(1)の農地の集積、(2)の遊休農地の解消及び(3)の新規参入の促進の目標数値の算出は、令和4年2月に発出された「農業委員会による最適化活動の推進等について」と題する農林水産省の局長通知及び課長通知に基づいて算出したものです。

次に、資料2ページに記載のとおり、「最適化活動を行う日数目標」については、全国農業委員会会長代表者集会で活動日数は概ね10日と示されたので、この日数を参考に一人当たりの活動日数を月当たり8日としました。

活動強化月間の設定目標は過去の実績に基づいたもので、新規参入相談会への参加目標については、農林課から情報提供があったものです。

次に、資料3ページに記載のとおり、別紙2の担当区域ごとの目標設定は、全体的な数値目標を基に、各地区の実績数値を按分して算出しています。

なお、本件は、あらかじめ、山口県農業会議に確認を求め、「適切に設定されていることを確認した」との通知がありました。

総会で決定後、局長通知等に基づき、山口県、周南市、やまぐち農林振興公社及び山口県農業会議に本件を通知いたします。

以上で説明を終わります。

議長（山下会長）

ただ今の議案第27号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第27号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第27号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第35号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の

届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページから14ページまでの報告第35号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は16件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第36号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第37号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用の1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページから18ページの報告第38号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページの報告第39号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

番号1番については、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用、番号2番については、農地法施行規則第53条第15号に規定された市の災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。

続きまして、報告第40号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページから21ページの報告第40号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は21件です。

判断の結果、農地に該当が9筆、1,765平方メートル、非農地に該当が12筆、7,707平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

22ページの報告第41号は、民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対して、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、農地台帳等で農地法の転用許可等の有無等を確認の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により照会のあった土地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果等を回答したもので、同要領第14条の規定により報告するもので、今回は、山口地方裁判所周南支部からの照会1件で、記載のとおり回答をいたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページから24ページの報告第42号は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対して、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき、農地台帳等で確認の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により照会のあった土地が農地に該当するか否かの判断及び利用状況等を確認し、その結果等を回答したもので、同要領第14条の規定により報告するもので、今回は4件です。

番号1番は京都府の右京税務署、番号2番から4番は徳山税務署からの照会で、それぞれ記載のとおり回答をいたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

25ページから27ページの報告第43号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は8件です。

非農地判断の結果、番号1番の一部の土地については、農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しましたが、これらを除く土地については、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、議案（その2）の議事日程第4、議決事項の追加に入ります。

議案第28号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

それでは、議案（その2）の1ページ、議案第28号について、ご説明いたします。

第28区、鹿野1区域の農地利用最適化推進委員から、一身上の都合による辞任届が提出され、5月23日付けで受けました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に、「正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、委員会にお諮りするものです。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の議案第28号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号について採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第28号は、同意することに決定いたします。

以上で、議案第28号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第6回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時38分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年6月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 藤 原 典 子

委 員 山 崎 光 夫